

専決処分の報告について

1 事故の発生

平成28年6月6日(月)午前9時37分頃、ふれあい指導業務のため、軽小型貨物車で、向原三丁目5番13号(古屋ガーデンマンション)の集積所に向かって走行中、目的地である同マンションの集積所を5m程通過してしまった。区職員が軽小型貨物車を停止させ後退した際に、後方に停車していた相手方(郵便配達業務中の板橋郵便局員が乗車していた)スクーターの存在に気付かず接触した。接触した際に相手方のスクーターは転倒せず、相手方及び区側に負傷者はなかった。ただし、双方とも車両の一部が破損した。

2 損害の程度 (1) 相手側 前部フェンダ及び前かご破損

(2) 区側・後部あおり部接触痕

・後部ナンバープレートの変形

※区車両については、板橋東清掃事務所清掃車両係で修理を行った。

3 示談の相手方(損害賠償請求権者)

名称 日本郵便株式会社 板橋郵便局

所在地 板橋区板橋二丁目42番1号

氏名 日本郵便株式会社

(参考)

事故の当事者 日本郵便株式会社 板橋郵便局員

4 損害賠償額 金15,012円

(内訳) 車両修理費 金15,012円

5 示談成立日 平成28年7月1日

6 示談の処理 区は、本件の示談金として金15,012円を支払う。

保険会社を通じて、相手方(日本郵便株式会社板橋郵便局長)はこの事故に関する何らの債権債務が存在しないことを確認し、今後一切の請求をしない旨の示談を交わした。

7 支払日 平成28年7月7日

なお、賠償額は全額、区の加入する保険会社(損害保険ジャパン日本興亜(株))から「対物賠償保険」により支払われる。
区からの直接の支払いはない。

8 今後の事故防止策

朝礼や安全研修等の機会を活用し、自動車後退時の注意事項(後方の安全確認、同乗者のバック誘導の実施等)を徹底させ、事故の再発防止に努める。